

## ○鹿兒島県警察音楽隊の設置及び運営に関する訓令 (平成10.4.1 鹿兒島県警察本部訓令9)

改正 前略…平成14.7訓令19

(設置)

**第1条** 鹿兒島県警察本部警務部相談広報課に、鹿兒島県警察音楽隊（以下「音楽隊」という。）を置く。

本条…一部改正(平成13.3訓令8)

(設置の目的)

**第2条** 音楽隊は、演奏活動を通じて警察広報を効果的に推進し、県民との融和を図るとともに、警察職員の士気の高揚と情操の育成を図ることを目的とする。

本条…全部改正(平成14.7訓令19)

(編成)

**第3条** 音楽隊は、おおむね40人以内の人員で編成する。

- 2 音楽隊におおむね10人以内のカラーガードチームを編成することができる。
- 3 音楽隊に、鹿兒島県警察の組織に関する規則（平成6年鹿兒島県公安委員会規則第13号）第34条第1項に規定する隊長のほか、副隊長、楽長及び副楽長を置く。

(任命)

**第4条** 副隊長、楽長及び副楽長は、警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する。

- 2 隊員は、原則として警察本部各所属及び鹿兒島市内各警察署に勤務する警察職員で音楽の素養があり、かつ、音楽を愛好する者を選考して本部長が任命する。

(副隊長等)

**第5条** 副隊長は、命を受け、隊務を処理し、隊長が不在のときは、これを代理する。

- 2 楽長は、命を受け、音楽隊の技術指導及び演奏指揮に当たるものとする。
- 3 副楽長は、楽長を補佐し、楽長が不在のときは、これを代理する。

(隊員の心得)

**第6条** 隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 音楽隊の任務を自覚し、規律を守り、品性を養い、奉仕的観念を持って演奏活

## 第2編 警務 鹿兒島県警察音楽隊の設置及び運営に関する訓令

動に努めること。

(2) 隊員相互の融和を図り、一致団結するとともに、常に技能を磨いて、演奏技術の向上に努めること。

(3) 演奏に当たっては、容姿を端正にし、品位の保持に努めること。

本条…全部改正(平成14.7訓令19)

(所属長の協力)

第7条 隊員の所属長は、音楽隊の派遣演奏及び教養訓練について積極的に協力するものとする。

本条…一部改正(平成14.7訓令19)

(派遣演奏等)

第8条 派遣演奏(教養訓練を含む。)は、毎月おおむね7日以内とする。ただし、特に事情のある場合はこの限りでない。

本条…全部改正(平成14.7訓令19)

(派遣演奏の基準)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、本部長は音楽隊を派遣するものとする。

(1) 地方公共団体その他の団体の主催する行事で、警察広報活動上必要があると認めるとき。

(2) 警察が主催し、若しくは共催する行事で、警察広報活動上必要があると認めるとき、又は警察職員の士気が高揚すると認めるとき。

(3) その他本部長が特に必要と認めるとき。

本条…全部改正(平成14.7訓令19)

(派遣要請の手続)

第10条 所属長は音楽隊の派遣演奏を要請する場合は、音楽隊派遣要請書(別記第1号様式)により、相談広報課長を経由して本部長に事前に申請するものとする。

2 地方公共団体その他の団体から派遣要望を受けた所属長は派遣の必要性を判断するものとする。この場合における音楽隊の派遣演奏の要請については、前項の規定を準用する。

本条…全部改正(平成14.7訓令19)

(楽器の保管等)

第11条 隊員は、次に掲げる要領により、楽器を整備し、及び保管しなければならない。

## 第2編 警務 鹿児島県警察音楽隊の設置及び運営に関する訓令

- (1) 常に良好な状態で使用できるよう整備しておくこと。
  - (2) 演奏活動、教養訓練、手入れ等のため使用する場合は、所定の場所に収納して保管すること。
- 2 隊長は、毎月1回、隊員の服装、楽器等の点検を行い、その結果を相談広報課長に報告しなければならない。

本条…全部改正(平成14.7訓令19)

(関係簿冊)

**第12条** 音楽隊に次に掲げる簿冊を備え付け、隊長の決裁を受けなければならない。

- (1) 隊員名簿(別記第2号様式)
- (2) 楽器原簿(別記第3号様式)
- (3) 楽譜原簿(別記第4号様式)

旧13条…一部改正し繰上(平成14.7訓令19)

(実施細目)

**第13条** この訓令の施行に関し必要な事項は、相談広報課長が定める。

本条…一部改正(平成13.3訓令8)、旧14条…繰上(平成14.7訓令19)

**附 則**

- 1 この訓令は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 鹿児島県警察音楽隊の設置及び運営規程(昭和34年4月1日鹿児島県警察本部訓令第2号)は、廃止する。

**附 則** (平成13.3.16訓令8)

この訓令は、平成13年3月23日から施行する。ただし、第1条の別表第1の改正規定(交通機動隊川内分駐係、鹿屋分駐係に係る部分に限る。)及び第6条の改正規定は、平成13年3月28日から施行し、第1条の第13条の改正規定、別表第1の改正規定(相談広報課及びハイテク犯罪に係る部分に限る。)及び別表第3の改正規定(相談広報課に係る部分に限る。)並びに第3条の第12条及び第14条の改正規定(相談広報課に係る部分に限る。)並びに第4条の別表第2の改正規定(相談広報課に係る部分に限る。)及び別表第3の改正規定(相談広報課に係る部分に限る。)並びに第5条の別表第1の改正規定(相談広報課に係る部分に限る。)は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則** (平成14.7.19訓令19)

- 1 この訓令は、平成14年7月19日から施行する。
- 2 改正前の鹿児島県警察音楽隊の設置及び運営に関する訓令に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第2編 警務 鹿児島県警察音楽隊の設置及び運営に関する訓令

別記

第1号様式（第10条関係）

1年未満保存文書  
実施後廃棄

FN. A2-4-3

号外

年 月 日

音楽隊派遣要請書

本部長 殿

課（所・隊・校・署）長

担 当		TEL	
-----	--	-----	--

下記のとおり音楽隊の派遣演奏を要請します。

記

1 行 事 名	
2 趣 旨 及 び 内 容	
3 主催者の名称及び代表者の住所・氏名	
4 開催の期日・場所及び演奏の日時・場所	
5 参集予定人員	
6 演奏時間及び希望演奏曲目	
7 その他参考事項	

本様式……一部改正〔平成14.7訓令19〕





